

## 第3回理事会議事録(案)

日時：平成22年12月11日(土) 13:00～18:00

場所：一般社団法人日本看護系大学協議会 神田事務所

出席者：中山洋子、野嶋佐由美、片田範子、太田喜久子、田村やよひ、  
高橋真理、正木治恵、リポウィッツよし子、小島操子（敬称略）

欠席者：濱田悦子、小泉美佐子

議長：中山洋子(代表理事)

事務局：鈴木、潮、川島(記録)

### I. 開会

全役員11名のうち、出席者9名、欠席者2名により、定款第30条に基づき理事会が成立していることを確認した。

### II. 議長選出

定款第29条により議長は代表理事の中山洋子、記録は福島県立医科大学の川島理恵で行われた。

### III. 議事録署名人選出

定款第33条により代表理事の中山洋子と監事の小島操子とした。

### IV. 議題

#### 1. 第2回理事会議事録(案)の承認(資料1)

第2回理事会議事録案は一部表現を修正すべきとの指摘があり、修正の後、最終的に理事の承認を求めることとなった。

#### 2. 総会議事録(案)の承認(資料2)

特に指摘はなかったが、中山代表理事より各理事に対して最終的な検討が求められ、議事録の承認は後日行うこととなった。

#### 3. 各規程(案)について

##### 1) 定款施行細則(案)について(資料3-1-1、3-1-2)

中山代表理事の資料に基づく説明の後、検討の結果、次のように決定した。

##### ① 目的

現行案の(目的)は、目的を示す内容ではないため前文として明記することとなった。また、現行案「定款にもとづき・・・」は、「定款第44条にもとづき・・・」とする。

## ② 会費の額および会費の納入

現行案は「会費の額」および「会費の納入」を2つの条項に分けているが、第1条(会費)として2つの内容を含める。また、現行案の「会費の納入は会員校の義務とし・・・」という表現は削除する。

## ③ 理事会の構成

今回新たに副代表理事の選出及び役割について明記する。

## ④ 役員の任期

役員の任期については、高等教育行政対策委員会および臨時理事会での検討を踏まえ、会員校の代表でなくなった社員は、任期途中でも役員としての任を終えることとする。

ただし、細則(案)の中の「会員校の代表」という表現は、「会員校から代表として推薦された社員」と定款に即した表現に修正する。

尚、任期中に、役員が3月末で会員校の代表者の立場を退いた場合は、総会までの組織運営に影響があるということで、以下の条項を新たに設けた。

### (役員の任期)

**第5条3 前項の規定にかかわらず、役員交代の事業年度に限り定時社員総会までは、役員を継続することができる。**

## ⑤ 常設委員会の掲載順序

常設委員会の記載順序については、原案どおりとする。

## ⑥ 定款施行細則の改正

定款施行細則の改正については、現行案では「理事会及び総会の議決により行う」となっている。しかし、理事会が提示した案が総会で採択されれば、定款との整合性は保たれるという意見で合意が得られ、「会費に関する内容以外は理事会の決議により行う」とした。

## 2) 役員選出規程(案)について(資料3-2-1、3-2-2)

野嶋理事より、会員校から寄せられた意見・質問とそれに対する回答について説明があり、条項ごとに検討を行い以下のとおりとなった。

### ① 投票方法

無効票を可能な限り少なくするため、被選挙人を記載した一覧表を提示してチェックする形式をとることで合意が得られた。これを前提に規程(案)を作成する。

### ② 無効投票

チェック形式の投票の場合、規定数を超えた投票や、区別不可能な被選挙人に伴う無効投票を想定し、無効投票の条項を修正する。

### ③ 選挙による役員候補者の決定

本協議会の役員選出方法には、投票による選出と理事会の指名による選出があるため、現行案条項(役員候補者の決定)の名称を「選挙による役員候補者の決定」として内容を

整理する。また、理事会および選挙管理委員会または、選挙管理委員長が担う役割がそれぞれ明確に伝わる表現とする。

#### ④総会における次点者案の承認

任期中に役員の変更を余儀なくされるなど不測の事態に対応するためには、予め総会にて次点者案の承認を得る必要があり、役員選出規程(案)に明記する。次点者案に掲載する人数は、理事3名、監事1名とする。

次点者の承認は、選挙終了後の社員総会で行い、任期中に辞退がでた場合は、順に選任していくという方法をとる。したがって、「役員が任期中にやむを得ず辞退した場合は、役員選出選挙において次点の者から順に社員総会において選任する」の「社員総会において」を削除する。

#### ⑤役員選任案に関する理事会の立場

前回案では、理事会が選挙結果を尊重して役員選任案を作成するという内容であった。しかし、会員校の意見もあり、本協議会の特性を考慮し、選挙結果を反映して役員案を提示するように修正する。

#### ⑥ 指名理事の選出

指名理事は常に存在するとは限らないため、「・・・社員の中から 3名以内で理事候補者を・・・」と修正する。

#### ⑦ 役員選任案の作成と承認

この条項は、(指名理事の選出)に関する条項の次に掲載する。

### 3)選挙管理委員会規程(案)について(資料3-3-1、3-3-2)

#### (1)規程(案)について

野嶋理事より、会員校から寄せられた質問とそれに対する回答について説明があった。今回提示された規程(案)について、条項ごとに検討を行い以下のとおりとなった。

#### ①委員会の設置

第1条を、現行案の条項(委員会)から(委員会の設置)として以下の内容とする。

##### (委員会の設置)

**第1条 理事会は、社員の中から5名の選挙管理委員を委嘱する。**

**2 前項の委員に欠員が生じた場合は、代表理事は理事会に諮り補充の委員を委嘱する。**

**3 選挙管理委員は、選挙権を有する。**

#### ②任務

現行案を以下のように修正する。

##### (任務)

**第2条 委員会は、理事会より委任を受け役員候補者の選出に必要な業務を行う。**

- 2 委員会は、委員会の経過および結果等を理事会で報告する。
- 3 委員会の活動内容は、当該年度末の事業報告書に掲載し報告する。
- 4 委員会の議事録は事務局に提出し、主たる事務所に保管する。

### ③委員会の運営

現行案の条項（委員会の運営）に関する内容は削除する。

#### (2)選挙管理委員の選出方法

会員校からの質問を受けて、来春の選挙に伴う選挙管理委員会の選出方法について検討を行った。今回の選挙については、選挙までに時間がないこと、法人化後はじめての選挙ということもあり、不測の事態が起こる可能性が大きい。そうしたことに対応できるような物理的な条件などを考慮した人材を推薦することで合意が得られた。

#### (3)選挙管理委員会の申し合わせについて

公正な選挙運営に向け、選挙管理委員会の具体的な業務を明記した申し合わせ事項を作成する。

### 4)委員会規程(案) (資料 3-4-1 ~ 3-4-10)

委員会規程(案)は、内容に関して各理事による十分な検討を経て、後日理事会で承認することとした。以下は、各委員会規程(案)に関する各委員長からの補足説明である。

#### ① 高等教育行政対策委員会規程(案) (中山代表理事)

中山代表理事より以下の説明がなされた。

本委員会では規程(案)に明記したとおり「設置者別の固有な課題に関すること」や「看護学教育の政策提言」などを審議する。構成員は、第 3 条（委員会の構成）に掲載したとおり(2)学長、学部長等、大学の運営に携わる立場にある者、(3)委員長が指名した者などとなる。

以上の説明に対し、「本委員会の構成はすべての設置主体から成ることを保証する内容を明記すべきではないか」、「委員会の構成の中に、学科長も明記すべきか」という 2 点について意見が出された。しかし、現行案はこれらの内容を含んだ表現であるとして合意が得られた。

#### ②高度実践看護師制度推進委員会規程(案)

田村理事より以下の説明が行われた。

現行案は、第 3 条(審議事項)として、「(3)高度実践看護師に関する政策提言」としているが、政策提言は高等教育行政対策委員会の役割であるため、「政策」という表現を削除して「(3)高度実践看護師に関する提言」と修正したい。以上の説明に対して特に意見や質問等は出されなかった。

#### ③データベース整備検討委員会

今後、データベース整備検討委員会を存続させる必要があるかを検討する。

#### **5) 事務局規程(案)、会計申し合わせ事項(案)の承認(資料 3-5-1、3-5-2)**

各理事が持ち帰って検討を行い、後日承認を求めることとなった。

#### **6) 就業規則、給与規程、慶弔規程等の承認(資料 3-6-1、3-6-2、3-6-3)**

各理事が持ち帰って検討を行い、後日承認を求めることとなった。

#### **7) その他**

現在、神田事務所の常勤者雇用に伴い、本事務所の機能強化を検討しており、特に、会計業務を神田事務所に移行するに当たり、今後その管理体制の整備が必要であることが了解された。

また、会計業務のほか、現在、代表理事の所属校の庶務が担っている事務業務、各委員会の事務業務についても検討し、整備する。

### **4. 次年度に向けた選挙のあり方**

来年度に向けての選挙を実施するに当たり、現役員の役員継続の有無について検討がなされた。

定款に基づく選挙の実施は最も重要だが、同一の社員が長期間役員担う事は組織の運営に影響が生じるため、次年度より役員構成を新たにすべきとの意見が出され、今回の選挙のあり方については、総会にて社員に諮ることで了解された。

### **5. 平成 22 年度各事業活動の経過報告(資料 4-1 ~ 4-7)**

#### **① 広報・出版委員会**

片田理事より、ホームページの改訂について資料に基づいて以下の説明が行われた。

現在、委員会と神田事務局で委託業者の選定を行っている。また、本協議会におけるホームページ掲載の基本的方針の決定に際し、掲載情報の取り扱いや、ホームページ利用規程、メンテナンスに要する予算、ホームページの運営方法について検討を行っている。加えて、リンク先やセキュリティポリシーについても検討中である。今後は一連の内容について最終検討を行い、1月以降の理事会に諮る予定である。

本協議会の使命や目的等が適切に反映されたホームページを作成する為には、委託業者に本協議会のイメージを具体的に伝えることが極めて重要である。そこで、業者へ依頼するに際し、委員会での検討結果を理事会へ諮り承認を求める必要があるとの確認がされた。

#### **② 高度実践看護師制度推進委員会**

田村理事より以下の説明が行われた。本委員会は委員会の開催の他、第 30 回日本看護科学学会学術集会の交流集会において、高度実践看護師の教育内容案について参加者と意見交換を行った。また、役員会や高等教育行政対策委員会と連動しながら特定看護師(仮称)

問題等について検討を進め、厚労省主催の「チーム医療推進のための看護業務検討ワーキング」における議論に対応する形で活動を進めてきた。

次回、12月20日のワーキングでの検討に向けて、本協議会とJANA合同の「特定看護師(仮称)に係わる緊急対策会議」を予定している。

## 6. 第1回社員総会開催について(資料5-1、5-2)

- 1) 役員選出規程(案)での検討を受け、社員総会において次年度に向けた選挙の考え方について社員に諮ることについて合意が得られた。なお、社員に諮る内容について事前に司法書士に確認することとなった。
- 2) 総会の中で、中山代表理事から、今年度の保健師・助産師教育課程や高度実践看護師の教育の在り方等に関する検討過程や進捗状況について報告を行う。
- 3) 文科省から、高等教育局医学教育課の看護教育専門技官が今年度をもって退任となるため、本会の会員校から後任を公募したいという依頼があった。この申し出について総会にて周知することとなった。

## 7. 選挙管理委員会の設置について

来年の選挙に向け、12月の社員総会までに選挙管理委員の候補者を決定する必要があることが確認された。

## 8. その他

### 1) 来年度社員総会の開催について

次年度の社員総会の会場は、北里大学の白金キャンパスの講堂あるいは国立看護大学校の講堂を借用できるかどうか調べ、開催日は5月下旬から6月下旬の金曜日を候補とする。

### 2) 会計報告(資料7-2-1、7-2-2)

福島県立医科大学事務局会計担当より、資料に基づき第1・2四半期会計報告が行われた。代表理事より、法人化前と後に分けて会計報告を行う必要性についての指摘があり、来年度の社員総会での会計報告は法人化前と法人化後に分けて行う事が確認された。

以上、平成22年12月11日開催の一般社団法人日本看護系大学協議会の協議内容に相違ないことを証明するため、署名捺印する。

平成23年 / 月 / 10日

代表理事氏名 中山 洋子

監事氏名 小島 洋子

